

2026年4月1日

## 吸収合併に関する事後開示書類

東京都中央区明石町8番1号  
株式会社J-オイルミルズ  
代表取締役社長執行役員 春山 裕一郎

当社は、2026年1月26日付で株式会社J-若松サービスとの間で締結した吸収合併契約に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社J-若松サービスを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行いました。本吸収合併に関する事後開示事項（会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項）は、以下のとおりです。

### 1. 本吸収合併が効力を生じた日

2026年4月1日

### 2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過に関する事項

#### (1) 吸収合併をやめることの請求

吸収合併消滅会社の全株式を当社が所有しており、該当事項はありません。

#### (2) 反対株主の株式買取請求

吸収合併消滅会社の全株式を当社が所有しており、該当事項はありません。

#### (3) 新株予約権買取請求

吸収合併消滅会社は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

#### (4) 債権者の異議

吸収合併消滅会社は、会社法第789条第2項の規定に基づき2026年2月10日付で官報により公告を行うとともに、同日付で知れている債権者に対し各別の催告を行いました。所定の異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

### 3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過に関する事項

#### (1) 吸収合併をやめることの請求

本吸収合併は、会社法第796条第2項の規定に基づき株主総会における合併契約の承認を要しない場合に該当するため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

当社は、会社法第797条第3項及び第4項の規定に基づき、2026年2月10日付電子公告により株主に対して公告を行いました。なお、本吸収合併は会社法第796条第2項の規定に基づき株主総会における合併契約の承認を要しない場合に該当するため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2026年2月10日付で官報及び電子公告により公告を行いました。所定の異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本吸収合併の効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債その他一切の権利義務を承継いたしました。

5. 吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項別紙のとおりです。

6. 吸収合併の変更の登記をした日

2026年4月1日（予定）

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

別紙 吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面  
次頁以降を参照願います。

2026年2月10日

## 吸収合併に関する事前開示書面

北九州市若松区北浜一丁目8番2号  
株式会社J-若松サービス  
代表取締役社長 駒澤 喜幸

当社は、2026年1月26日付で株式会社J-オイルミルズとの間で締結した吸収合併契約に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、株式会社J-オイルミルズを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行うことといたしました。本吸収合併に関する事前開示事項（会社法第782条及び会社法施行規則第182条に定める事項）は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、本吸収合併に際し合併対価の交付はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

完全親子会社間の合併につき、本吸収合併に際し合併対価の交付はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

7. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続株式会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併効力発生日以後も、吸収合併存続会社の収益及びキャッシュフローの状況につき、吸収合併存続会社による債務の履行に支障を及ぼすような事象は、現在のところ想定されておりません。

したがって、本吸収合併後における当社の債務について履行の見込みがあると判断しております。

8. 事前開示開始日以降、上記事項に変更が生じたときは、直ちに開示いたします。

以上

別紙1 合併契約書

次頁以降を参照願います。

## 合併契約書

株式会社 J-オイルミルズ（以下「甲」という。）および株式会社 J-若松サービス（以下「乙」という。）は、吸収合併に関し次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第 1 条（合併の方法）

甲（株式会社 J-オイルミルズ：東京都中央区明石町 8 番 1 号）および乙（株式会社 J-若松サービス：北九州市若松区北浜 1 丁目 8 番 2 号）は、甲を吸収合併により存続する会社、乙を吸収合併により消滅する会社として、吸収合併をする。

### 第 2 条（効力発生日）

合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2026年 4 月 1 日とする。  
ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上これを変更することができる。

### 第 3 条（株式等の割当て）

甲は、合併に際して株式の割当てその他一切の対価の交付を行わないものとする。

### 第 4 条（資本金および準備金の額）

甲は、合併によりその資本金の額および準備金の額を増加しないものとする。

### 第 5 条（権利義務の承継）

- 乙は、2025年12月末日現在の自己の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した資産、負債その他の権利義務の全部を効力発生日において甲に引き継ぐ。
- 乙は、2025年12月末日から効力発生日までの間の資産および負債の変動につき、別に計算書を作成し、その内容を明確にする。

### 第 6 条（善管注意義務）

甲乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の執行および財産の管理運営を行うものとし、その財産および権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議の上これを行う。

### 第 7 条（従業員の引継ぎ）

- 甲は、効力発生日をもって、乙の従業員全員を甲の従業員として引き継ぐ。
- 乙の従業員の退職金計算にまつわる勤続年数については、当該会社における勤続年数を通算し、その他の事項については、甲乙協議の上決定する。

## 第8条（解散費用）

効力発生日以降に発生した乙の解散に必要な費用は、全て甲の負担とする。

## 第9条（合併条件の変更等）

本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲乙の資産もしくは経営状態に重大な変動を生じたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し又は本契約を解除することができる。

## 第10条（規定外条項）

本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議の上これを決定する。

以上、本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲が原本を、乙が写しをそれぞれ保有する。

2026年1月26日

（甲）東京都中央区明石町8番1号  
株式会社J-オイルミルズ  
代表取締役社長執行役員 春山 裕一郎

（乙）北九州市若松区北浜一丁目8番2号  
株式会社J-若松サービス  
代表取締役社長 駒澤 喜幸

別紙2 株式会社J-オイルミルズの最終事業年度に係る計算書類等の内容  
次頁以降を参照願います。

# 事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

## 1 当社グループの現況に関する事項

### 1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、地域による温度差はあるものの、雇用や所得環境の改善による個人消費の持ち直しやインバウンド需要の拡大などを背景に、緩やかに景気は回復しました。一方、不安定な国際情勢によるエネルギーコストの高止まりや円安の長期化の影響による物価上昇など、景気の動向は不透明な状況が続いております。

このような状況下において、当社は油脂汎用品の価格適正化に取り組むとともに、「低負荷」を差別化された強みとして高付加価値品の拡販に努めました。

以上の結果、売上高2,307億83百万円（前年同期比5.5%減）、営業利益85億72百万円（前年同期比18.3%増）、経常利益100億31百万円（前年同期比10.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益69億96百万円（前年同期比3.0%増）となりました。

売上高	2,307億83百万円	前年同期比	5.5%減	↘
営業利益	85億72百万円	前年同期比	18.3%増	↗
経常利益	100億31百万円	前年同期比	10.9%増	↗
親会社株主に帰属する当期純利益	69億96百万円	前年同期比	3.0%増	↗

## セグメント別の概況

(単位：百万円)

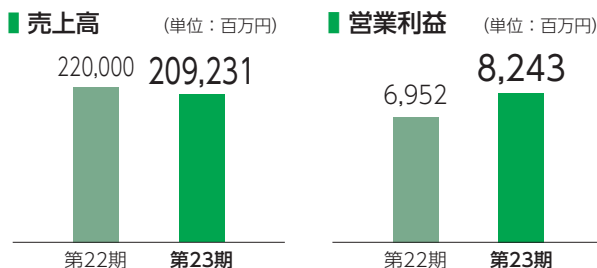
	売上高	前年同期比 (%)	営業利益	前年同期比 (%)
油脂事業	209,231	4.9%減	8,243	18.6%増
スペシャリティフード事業	20,566	11.7%減	135	10.0%増
その他	985	5.3%減	192	14.7%増
合計	230,783	5.5%減	8,572	18.3%増



## 油脂事業

### 主要な事業内容

● 家庭用油脂・業務用油脂・ミール



油脂部門につきましては、家庭用油脂は、物価高騰による生活防衛の高まりや外出回帰の影響、オリーブオイルの継続的な値上げによる需要減少などにより、販売数量は前年同期をやや下回りました。一方で、オリーブオイルの販売価格改定の取り組みや、環境負荷の低減やお客さまの使いやすさが特長である「スマートグリーンパック®」など注力商品の継続的な拡販に努めたことで、売上高は前年同期をわずかに上回りました。業務用油脂は、実質賃金の伸び悩みによる節約志向が見られる中、インバウンド需要の拡大や国内の人流の活性化による外出市場の回復に支えられ、販売数量は堅調に推移したものの、原材料価格の軟化の影響を受けて販売単価が下落したことにより、売上高は前年同期を下回りました。物価上昇による食材コストの上昇や深刻化する人手不足の課題に対し、品質の劣化を抑えて長く使える「SUSTEC® (サステック)」シリーズや、調理にかかる時間や負荷を軽減する「調味油」「調

理油」など、機能性を強化した高付加価値品の拡販に努めました。

油糧部門につきましては、大豆ミールは、搾油量が前年同期をやや上回ったことにより、販売数量は前年同期をわずかに上回りました。販売価格は為替相場が前年同期より円安となったものの、シカゴ大豆ミール相場の下落の影響が大きく前年同期を下回りました。菜種ミールは搾油量が前年同期を上回ったことから、販売数量は前年同期を上回りました。販売価格は大豆ミール価格との連動に加えて、国内供給増加による需給逼迫感の解消により前年同期を大きく下回りました。

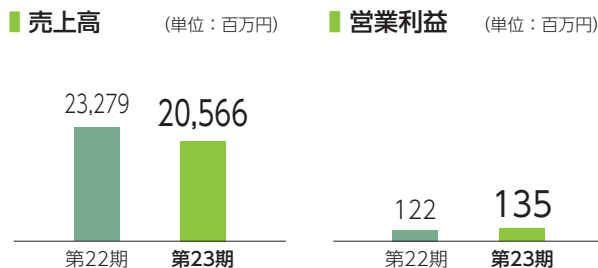
以上の結果、当事業は売上高2,092億31百万円（前年同期比4.9%減）、セグメント利益82億43百万円（前年同期比18.6%増）となりました。



## スペシャルティフード事業

### 主要な事業内容

- マーガリン・粉末油脂・スターチ・ファイン・大豆シート食品



乳系PBF部門につきましては、業務用油脂加工品は、土産菓子向けのインバウンド需要が継続し、製パン向け需要も比較的堅調に推移しましたが、原材料価格の高騰による最終需要家での油脂使用量削減の影響が継続した結果、販売数量、売上高ともに前年同期を下回りました。粉末油脂事業は、販売数量がほぼ前年並みとなる中、売上高は原料・為替相場変動の影響を反映したことで前年同期を上回りました。

食品素材部門につきましては、テクスチャーデザイン事業は「TXdeSIGN®（テクスデザイン）」シリーズが製菓製パン用途や畜肉用途への提案を強化することでターゲット顧客での採用が進み、販売数量は堅調に推移しました。売上高は、油脂と協働した「おいしさデザイン®」によるソリューション提案を推進したものの、とうもろこし相場の下落を受け、段ボール用コーンスターチの販売価格が下落したことにより、前年同期をやや下回りました。ファ

インは、ビタミンK2が国内市場を中心に新規採用や使用量拡大が進んだものの、売上高は前年同期と同程度となりました。大豆たん白をベースとしたシート状大豆食品「まめのりさん®」は、主要販売先である北米向けの出荷が伸長したことや価格改定に取り組んだ結果、販売数量、売上高ともに前年同期を上回りました。

以上の結果、当事業は売上高205億66百万円（前年同期比11.7%減）、セグメント利益1億35百万円（前年同期比10.0%増）となりました。



## その他

■ 主要な事業内容

● 不動産賃貸等

### ■ 売上高

(単位：百万円)

### ■ 営業利益

(単位：百万円)



その他の事業につきましては、売上高9億85百万円（前年同期比5.3%減）、セグメント利益1億92百万円（前年同期比14.7%増）となりました。

## 2. 資金調達等についての状況（重要なものに限る。）

- ① 資金調達  
当事業年度において、該当事項はありません。
- ② 設備投資  
当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は4,668百万円で、主なものは各工場での生産設備の更新・増強工事および本社でのシステム更新・増強工事等であります。
- ③ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割  
当事業年度において、該当事項はありません。
- ④ 他の会社の事業の譲受け  
当事業年度において、該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分  
当事業年度において、該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継  
当事業年度において、該当事項はありません。

## 3. 財産および損益の状況の推移

区 分	期 別	第20期	第21期	第22期	第23期
		2021年度	2022年度	2023年度	(当連結会計年度) 2024年度
売上高	(百万円)	201,551	260,410	244,319	230,783
営業利益	(百万円)	△21	734	7,243	8,572
経常利益	(百万円)	596	1,436	9,043	10,031
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,953	986	6,792	6,996
1株当たり当期純利益	(円 銭)	59.24	29.82	205.36	211.52
総資産	(百万円)	161,700	178,621	178,093	170,164
純資産	(百万円)	94,523	94,263	102,051	106,288
1株当たり純資産	(円 銭)	2,846.30	2,837.41	3,072.06	3,199.00
自己資本利益率 (ROE)	(%)	2.1	1.0	7.0	6.7

(注) 「1株当たり当期純利益」は期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）によって算出しており、  
「1株当たり純資産」は期末発行済株式総数（自己株式控除後）によって算出しております。

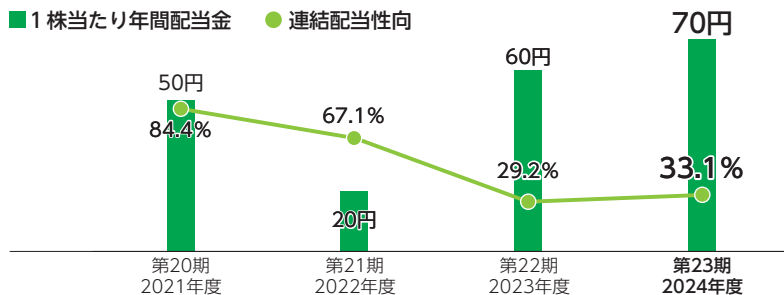
## 4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の剰余金配当は、株主の皆さまへの安定した利益還元維持と、企業体質の強化や今後の積極的な事業展開に必要な内部留保等を勘案し、中間配当および期末配当の年2回行うことを基本的な方針としております。

また、内部留保資金の用途につきましては、収益体質や経営基盤の強化を目指し、企業価値の向上に資する投資資金へと有効に活用していくこととしております。

2024年7月1日をもちまして創立20周年を迎えたことにより1株当たり10円の記念配当を実施します。従いまして当期の期末配当は、2025年5月8日開催の取締役会決議により、1株当たり40円とさせていただきます。これにより中間配当額1株当たり30円と合わせて、当期の年間配当額は1株当たり70円となります。

なお、期末配当金の支払開始日（効力発生日）は2025年6月5日（木曜日）となります。

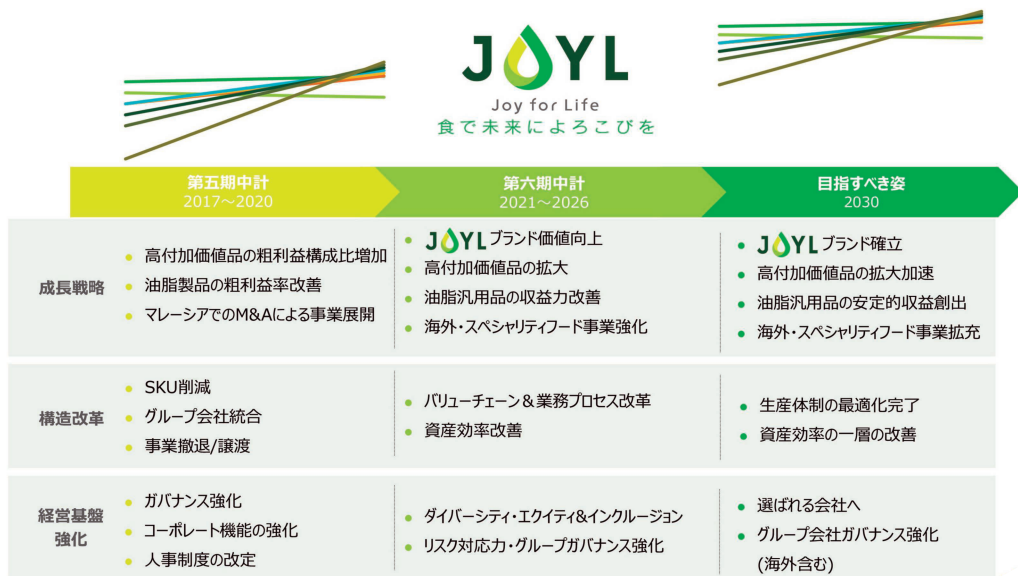


## 5. 対処すべき課題

2024年度の経営環境は、依然として不透明性が高い状況が続きました。インバウンド需要の伸長等で中食・外食市場には明るい兆しが見られる一方で、物流費やエネルギーコスト、原材料費の高騰、円安の継続、さらにオリーブオイルの価格高騰の影響が残るなど、当社を取り巻く事業環境は引き続き厳しい状況にあります。また、気候変動リスクや国内市場の少子高齢化に伴う縮小傾向など、構造的な社会課題への対応も必要とされております。

このような環境下において、当社グループは「Joy for Life®-食で未来によるこびを-」の理念のもと、「おいしさ×健康×低負荷」を通じた社会課題の解決と企業価値の持続的向上に向けた取組みを推進しております。特に2025年度は、これまで推進してきた構造改革の成果を踏まえたうえで、「復活」から「成長」へと舵を切る重要な転換期と位置づけ、下表の「成長戦略」、「構造改革」、「経営基盤強化」の3つの柱を軸に経営課題への対応を進めてまいります。

### 第六期中期経営計画



中期経営計画達成に向けた対処すべき課題は以下のとおりです。

#### <成長戦略>

企業理念に「おいしさ×健康×低負荷」を掲げており、その中でも「低負荷」を差別化された強みとして、製品力強化とコミュニケーション強化の施策を通じ、高付加価値品の拡販に注力しております。家庭用油脂では、環境配慮型パッケージ「スマートグリーンパック®」シリーズや、油使用量と油ハネを半減する「ダブルハーフ」の販売が順調に拡大しております。さらに、オリーブオイルの価格高騰に対応した「オリーブオイルたっぷりクッキングオイル」を発売し、価格競争力とお客さま満足の両立を図りました。業務用油脂では、長持ち油「長徳®」シリーズや「JOYL PRO®」など業務負荷を低減する製品を展開するとともに、油脂×スターチでお客さまの課題解決を図るソリューションの深化とチャネル拡大を推進しております。海外では、重点地域として位置づけているASEANおよび北米を中心に、油脂加工品やスターチ素材の販売拡大に注力し、大豆シート食品「まめのりさん®」の北米市場拡大、新素材開発による製品ラインアップの強化など、多面的な施策により海外売上比率の引き上げを目指しております。これら以外に、次世代技術を活用した脱炭素社会実現に向けた取組みの一つとして、食用に適さない植物の種子から生成した国産SAF（Sustainable Aviation Fuel/持続可能な航空燃料）の活用などにも取り組んでおり、将来を見据えた事業基盤の革新と環境負荷低減の両立への挑戦も行ってまいります。

#### <構造改革>

2023年度より実行してまいりました家庭用マーガリンなどの不採算事業からの撤退により、利益体質の改善を実現しました。また、DXの取組みの一つ目のステージとして業務プロセスの改善、SCM改革、スマートファクトリー、顧客接点の強化、AIプラットフォームの導入といった新たな取組みへシフトできる体制の構築を目指しております。その他にも引き続き、遊休資産・有価証券の処分といった資産効率の改善、原価低減、在庫水準最適化等を推進し、収益構造の強靱化を図ってまいります。

#### <経営基盤強化>

人的資本経営の推進として、2023年度に制定した「人財ポリシー」に基づいて、従業員への成長機会の提供およびエンゲージメント向上のための施策とKPI設定を行っております。また、サステナビリティ領域ではCO<sub>2</sub>排出量削減やプラスチック廃棄ゼロ、女性管理職比率20%などを掲げるKPI達成に向け、気候変動対応やDE&I（ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン）施策を継続しております。健康経営においては、「健康経営優良法人2024（ホワイト500）」の認定を受けるなど、従業員のウェルビーイングに資する環境整備と意識醸成に取り組んでおります。基幹システムの再構築としては、業務プロセスの改善および効率化を目的に、データ連携の強化を進めました。また、ガバナンス強化の一環として、知的財産の専門部署を研究開発部門の傘下に設置し、特許ポートフォリオの戦略的なマッピングを通じて、自社技術の排他性および有効性の向上、さらには、マネジメント座談会などを通じて、経営トップと次世代リーダーとの対話の場を積極的に設けることで、戦略浸透と現場の実行力強化を図っております。

## 6. 主要な事業内容

事業区分	主要な事業内容
油脂事業	家庭用油脂、業務用油脂 油糧（大豆ミール、菜種ミール）
スペシャリティフード事業	乳系PBF（マーガリン、粉末油脂） 食品素材（スターチ、ファイン、大豆シート食品）
その他	不動産賃貸等

## 7. 当社の主要な事業所

本社	東京都中央区明石町8番1号			
営業所	東京支社	(東京都中央区)	名古屋支社	(名古屋市中区)
	大阪支社	(大阪市北区)	東北支店	(仙台市青葉区)
	関東信越支店	(群馬県高崎市)	北陸支店	(石川県金沢市)
	中四国支店	(岡山市北区)	九州支店	(福岡市中央区)
工場	千葉工場	(千葉市美浜区)	横浜工場	(横浜市鶴見区)
	静岡事業所	(静岡市清水区)	浅羽工場	(静岡県袋井市)
	神戸工場	(神戸市東灘区)	若松工場	(北九州市若松区)

## 8. 重要な子会社の状況

会社名	本社	資本金 百万円	当社の 出資比率 %	主要な事業内容
株式会社J-NIKKAパートナーズ	東京都中央区	20	100	油脂・油糧等の販売および損害 保険代理業
株式会社J-パック	横浜市鶴見区	10	100	油脂等の包装

## 9. 従業員の状況

当社グループの従業員数	前期末比増減
1,248名	27名減

(注) 従業員数は、就業員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む他、臨時従業員を除く。）であります。

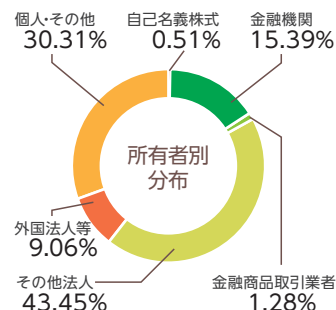
## 10. 主要な借入先

借入先	借入金残高 百万円
日本生命保険相互会社	1,100
株式会社中国銀行	490
農林中央金庫	450

(注) 上記の他に、シンジケート・ローンによる計10,000百万円の借入があります。

## 2 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 54,000,000株
2. 発行済株式の総数 33,508,446株  
(うち自己株式 172,448株)
3. 株 主 数 33,810名  
(前年同期比 1,410名増)
4. 大 株 主



株 主 名	持 株 数	(持株比率)
	千株	%
味の素株式会社	9,053	(27.16)
三井物産株式会社	4,175	(12.53)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,079	(9.24)
J - オイルミルズ取引先持株会	839	(2.52)
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	605	(1.82)
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	316	(0.95)
農 林 中 央 金 庫	270	(0.81)
J - オイルミルズ従業員持株会	264	(0.79)
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	257	(0.77)
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 7 8 1	249	(0.75)

(注) 持株比率は、自己株式控除後の発行済株式総数によって算出しております。

## 5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、取締役に対して、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的とし、業績連動型株式報酬制度を導入しております。

当事業年度においては、退任した取締役（社外取締役を除く）はおりませんので、株式を交付していません。

## 6. その他株式に関する重要な事項

特にありません。

### 3 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況等
代表取締役社長執行役員	佐 藤 達 也	CEO
取締役専務執行役員	上垣内 猛	COO
取締役常務執行役員	松 本 英 三	CTO
取締役	佐々木 達 哉 社 外	味の素株式会社 取締役執行役専務コーポレート本部長
取締役	吉 里 格 社 外	三井物産株式会社 理事食料本部長補佐 スターゼン株式会社 社外取締役 フィード・ワン株式会社 社外取締役
取締役	石 田 友 豪 社 外 独 立	ラザード・ジャパン・アセット・マネージ メント株式会社 シニアアドバイザー
取締役	亀 岡 剛 社 外 独 立	双日株式会社 社外取締役
取締役	池 田 安希子 社 外 独 立	PeopleTrees合同会社 シニアパートナー 株式会社日本触媒 社外取締役
取締役	榎 美 冬 社 外 独 立	—
監査役（常勤）	柏 倉 正 巳	—
監査役	野 崎 晃	野崎法律事務所 代表（弁護士）
監査役	水 谷 英 滋 社 外 独 立	公認会計士水谷英滋事務所 所長（公認会計士） 株式会社大林組 社外監査役
監査役	上 野 正 樹 社 外 独 立	—

- (注) 1. ・社外取締役佐々木達哉氏が取締役執行役専務を務める味の素株式会社は、当社の主要株主であり、また、当社は同社との間で製品販売および原材料仕入の取引があります。
- ・社外取締役吉里格氏が理事を務める三井物産株式会社は、当社の主要株主であり、また、当社は同社との間で製品販売および原材料仕入の取引があります。
- ・その他の社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。
2. 社外取締役石田友豪氏、亀岡剛氏、池田安希子氏、槇美冬氏および社外監査役水谷英滋氏、上野正樹氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 社外取締役池田安希子氏は、2025年3月31日をもってPeopleTrees合同会社のシニアパートナーを退任いたしました。
4. 社外監査役水谷英滋氏は、公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 社外取締役渡部修氏、小出寛子氏、常勤監査役小松俊一氏および社外監査役武藤章氏は、2024年6月24日開催の第22回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
6. 2025年4月1日付けで、以下のとおり、地位および担当を変更いたしました。

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況等
代表取締役会長	佐 藤 達 也	—
取締役	上垣内 猛	—
取締役	松 本 英 三	—
社長執行役員	春 山 裕一郎	CEO
副社長執行役員	近 藤 一 也	CTO

## 2. 社外役員的主要活動状況

区分	氏名	取締役会・監査役会出席回数	主要活動状況 および 社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	佐々木 達哉	取締役会 16回/16回	広く食品事業および会社経営に関わる豊富な経験と見識に基づき適宜発言を行っております。
	吉里 格	取締役会 12回/12回	海外事業および食料・食品事業等に関わる豊富な経験と見識に基づき適宜発言を行っております。
	石田 友豪	取締役会 16回/16回	資本市場および会社経営に関わる豊富な経験と見識に基づき適宜発言を行っております。 また、報酬諮問委員会委員長および指名諮問委員会委員を務めております。
	亀岡 剛	取締役会 16回/16回	会社経営に関わる豊富な経験と見識に基づき適宜発言を行っております。 また、指名諮問委員会委員長および報酬諮問委員会委員を務めております。
	池田 安希子	取締役会 10回/12回	マーケティングおよび会社経営に関わる豊富な経験と見識に基づき適宜発言を行っております。 また、指名諮問委員会委員および報酬諮問委員会委員を務めております。
	榎 美冬	取締役会 12回/12回	マーケティングおよび会社経営に関わる豊富な経験と見識に基づき適宜発言を行っております。 また、指名諮問委員会委員および報酬諮問委員会委員を務めております。
社外監査役	水谷 英滋	取締役会 15回/16回 監査役会 24回/24回	主に公認会計士としての専門的知見に基づき適宜発言を行っております。
	上野 正樹	取締役会 12回/12回 監査役会 16回/16回	コンプライアンスおよび会社経営に関わる豊富な経験と知識に基づき適宜発言を行っております。

(注) 吉里格氏、池田安希子氏、榎美冬氏の取締役会、上野正樹氏の取締役会・監査役会出席回数は、2024年6月24日の就任後に開催した取締役会・監査役会を対象としております。

### 3. 取締役および監査役の報酬等

#### ① 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容についての決定方針

##### (I) 基本方針

当社の取締役の報酬制度は、取締役の業績・企業価値向上に対する責任を明確にし、業績・企業価値の向上に対する意欲や士気向上を図ることを目的とし、固定報酬と業績連動報酬により構成されております。業績連動報酬は賞与と株式報酬で構成されており、業績・企業価値向上への短期および長期の両面でのインセンティブになります。報酬水準については、客観的指標として外部の調査会社データに基づき売上高および営業利益における同規模企業群をターゲットに、下限25パーセンタイルを担保した上で、中期経営計画目標値達成時に総額報酬が50～75パーセンタイル相当となるようベンチマークとしております。

取締役の報酬の額または算定方法等は「役員報酬規程」として取締役会が定めております。取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を明確にするため、報酬諮問委員会による報酬制度の運用や制度自体の妥当性の審議を経て、取締役会にて報酬額が決定されます。

なお、監査役の報酬については、株主総会決議に基づき、監査役の協議により、各監査役の報酬額を決定しております。

##### (II) 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定方針(報酬等を与える時期または条件の決定方針を含む。)

取締役毎の役割や職責に応じた「期待」への対価として、役位毎に月例固定額を設定し、毎月支給します。

##### (III) 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定方針(報酬等を与える時期または条件の決定方針を含む。)

業績連動報酬の算定は、全社業績評価および個人業績評価で構成され、役位や役割に応じた業績評価構成比率をもって支給額算定を行っております。役位が高くなるほど業績連動報酬の配分を大きく設定し、高い役位に対してより高い成果・業績責任を求めるものとしております。

##### (i) 「賞与(短期インセンティブ)」

単年度の業績達成への対価として、全社業績および個人業績の目標達成度によって決定し支給します。全社業績評価に用いる基礎指標は、業績・企業価値向上に

対する貢献を図る上で、特に業績を重要な決定基準と見ることから連結営業利益としております。当事業年度における連結営業利益は期初目標70億円に対し、実績85億円となりました。

(ii) 「株式報酬(長期インセンティブ)」

中長期の全社業績目標達成への対価として、株主との価値共有を図るため、業績評価期間中在任した取締役（社外取締役を除く）を対象に、株主との価値共有をより高め、企業価値向上への動機づけや株主との連帯を強めるため、あらかじめ定めた業績評価期間中の各事業年度単位で業績評価を行い当社株式を給付します。全社業績目標評価に用いる基礎指標は、業績・企業価値向上に対する貢献を図るため、連結営業利益、ROIC、ROE、EPSを採用し、当該4指標のウェイトは均等に25%としております。2021年度から2026年度までの中長期目標におけるこれらの指標の目標値は、連結営業利益110億円・ROIC5.0%・ROE8.0%・EPS260円であり、当事業年度の実績は連結営業利益85億円・ROIC4.6%・ROE6.7%・EPS211円となりました。

(IV) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の役員の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針

取締役（社外取締役を除く）の業績連動報酬の構成比は0～73%の変動幅となります。なお、社外取締役および監査役は固定報酬のみの支給であります。

役位	固定報酬(%)	業績連動報酬(%)	
		賞与	株式報酬
代表取締役社長執行役員	47	19	34
取締役専務執行役員	55	22.5	22.5
取締役常務執行役員	60	22	18
社外取締役	100	—	—
監査役	100	—	—

(V) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針の決定に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を、報酬諮問委員会における報酬制度の運用や制度自体の妥当性の審議を経て、取締役会にて決定しております。

- ② 取締役の報酬等の内容が取締役の個人別の報酬等についての決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、報酬諮問委員会による報酬制度の運用や制度自体の妥当性の審議を経て、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が、①の決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

- ③ 役員の報酬等についての定款の定めまたは株主総会の決議による定めに関する事項

取締役の報酬については、以下のとおり、上限額、および当該上限額の範囲内で個別支給額は取締役会において決定することにつき、株主総会決議により承認を得ております。なお、監査役の報酬については、前述の基本方針に基づき決定しております。

支給対象者	取締役	取締役 (社外取締役を除く)	監査役
報酬区分	固定報酬・賞与	株式報酬	固定報酬
株主総会決議	2024年6月24日開催 第22回定時株主総会決議	2023年6月26日開催 第21回定時株主総会決議	2017年6月22日開催 第15回定時株主総会決議
上限額および 株式ポイント数 (年額)	4億5千万円 (うち社外取締役は 7千万円)	8万5千株式ポイント	9千万円 (うち社外監査役は 6千万円)
員数 (株主総会決議 終結時点)	取締役9名 うち社外取締役6名	取締役8名 うち社外取締役5名	監査役4名 うち社外監査役2名

(注) 取締役に付与される株式ポイントは、当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。

④ 当事業年度にかかる報酬等の額

区分	固定報酬		業績連動報酬				合計
			賞与		株式報酬 (非金銭報酬)		
	員数 名	金額 百万円	員数 名	金額 百万円	員数 名	金額 百万円	
取締役	8	150	3	41	3	92	284
(うち社外取締役)	(5)	(46)	(-)	(-)	(-)	(-)	(46)
監査役	6	56	-	-	-	-	56
(うち社外監査役)	(3)	(20)	(-)	(-)	(-)	(-)	(20)

- (注) 1. 株式報酬の金額は、株式給付信託 (BBT) に関して、当事業年度中に費用計上した金額であります。  
 2. 賞与の金額は、支給予定の金額であります。  
 3. 社外取締役3名 (2024年6月24日開催の第22回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含む) は無報酬のため含まれておりません。

4. 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項ならびに当社定款の規定に基づき、当社は、社外取締役佐々木達哉氏、吉里格氏、石田友豪氏、亀岡剛氏、池田安希子氏、槇美冬氏ならびに社外監査役水谷英滋氏、上野正樹氏および監査役柏倉正巳氏、野崎晃氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令の定める最低限度額まで限定する責任限定契約を締結しております。

5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害等は、填補対象外としております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社および当社の国内子会社等の取締役、監査役および執行役員等であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

## 4 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

E Y 新日本有限責任監査法人

### 2. 会計監査人の報酬等の額

- ① 当社の監査業務に係る報酬等の額  
69百万円

(注) 1. 監査役会は、当事業年度の報酬等の額について、前事業年度における監査業務の遂行状況、当事業年度の監査計画の内容および報酬見積りの算出根拠等につき確認・検討した結果、同意の判断をいたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査については実質的に区分できませんので、これらの合計額を記載しております。

- ② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
69百万円

### 3. 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

### 4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任するものとします。また、監査役会は、会計監査人の適格性や信頼性に影響を及ぼす事由の発生により適正な監査が期待できないと認められる場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

---

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	(ご参考) 第22期 (2024年3月31日現在)	第23期 (2025年3月31日現在)	増減金額	科 目	(ご参考) 第22期 (2024年3月31日現在)	第23期 (2025年3月31日現在)	増減金額
<b>資産の部</b>	<b>178,093</b>	<b>170,164</b>	<b>△7,928</b>	<b>負債の部</b>	<b>76,042</b>	<b>63,876</b>	<b>△12,166</b>
<b>流動資産</b>	<b>108,806</b>	<b>101,415</b>	<b>△7,391</b>	<b>流動負債</b>	<b>42,971</b>	<b>37,540</b>	<b>△5,430</b>
現金及び預金	4,246	3,250	△996	支払手形及び買掛金	20,727	15,015	△5,712
受取手形、売掛金及び契約資産	45,286	36,483	△8,803	短期借入金	4,600	—	△4,600
電子記録債権	200	4,332	4,132	1年内返済予定の長期借入金	—	6,390	6,390
有価証券	—	8,700	8,700	未払法人税等	2,619	1,672	△946
商品及び製品	17,614	19,613	1,998	未払消費税等	1,498	213	△1,285
原材料及び貯蔵品	37,863	26,152	△11,710	賞与引当金	1,359	1,455	96
その他	3,595	2,883	△712	役員賞与引当金	58	41	△17
				役員株式給付引当金	—	105	105
<b>固定資産</b>	<b>69,263</b>	<b>68,733</b>	<b>△529</b>	その他	12,107	12,646	538
<b>有形固定資産</b>	<b>42,813</b>	<b>43,456</b>	<b>643</b>	<b>固定負債</b>	<b>33,071</b>	<b>26,335</b>	<b>△6,735</b>
建物及び構築物	8,235	8,112	△122	社債	12,000	12,000	—
機械装置及び運搬具	12,834	13,240	405	長期借入金	12,240	5,850	△6,390
土地	18,454	18,447	△6	リース債務	946	883	△63
リース資産	1,145	1,079	△65	繰延税金負債	2,549	2,445	△103
建設仮勘定	1,285	1,745	459	役員株式給付引当金	139	174	34
その他	859	831	△27	環境対策引当金	23	23	△0
<b>無形固定資産</b>	<b>2,835</b>	<b>2,476</b>	<b>△359</b>	退職給付に係る負債	2,930	2,699	△230
				長期預り敷金保証金	2,219	2,250	30
				その他	22	9	△13
<b>投資その他の資産</b>	<b>23,613</b>	<b>22,800</b>	<b>△813</b>	<b>純資産の部</b>	<b>102,051</b>	<b>106,288</b>	<b>4,237</b>
投資有価証券	20,907	19,753	△1,154	<b>株主資本</b>	<b>95,241</b>	<b>100,243</b>	<b>5,002</b>
退職給付に係る資産	2,092	2,358	265	<b>資本金</b>	<b>10,000</b>	<b>10,000</b>	<b>—</b>
繰延税金資産	153	154	1	<b>資本剰余金</b>	<b>31,633</b>	<b>31,633</b>	<b>—</b>
その他	578	649	71	<b>利益剰余金</b>	<b>54,415</b>	<b>59,411</b>	<b>4,996</b>
貸倒引当金	△118	△115	3	<b>自己株式</b>	<b>△808</b>	<b>△802</b>	<b>6</b>
				<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>6,364</b>	<b>5,570</b>	<b>△794</b>
<b>繰延資産</b>	<b>23</b>	<b>15</b>	<b>△7</b>	その他有価証券評価差額金	4,899	3,982	△917
社債発行費	23	15	△7	繰延ヘッジ損益	198	5	△192
				為替換算調整勘定	454	622	167
				退職給付に係る調整累計額	812	960	148
				<b>非支配株主持分</b>	<b>445</b>	<b>474</b>	<b>29</b>
<b>資産合計</b>	<b>178,093</b>	<b>170,164</b>	<b>△7,928</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>178,093</b>	<b>170,164</b>	<b>△7,928</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	(ご参考) 第22期	第23期	増減金額
	(自2023年4月1日 至2024年3月31日)	(自2024年4月1日 至2025年3月31日)	
売上高	244,319	230,783	△13,536
売上原価	209,001	192,748	△16,252
売上総利益	35,318	38,034	2,716
販売費及び一般管理費	28,074	29,462	1,387
営業利益	7,243	8,572	1,328
営業外収益	2,041	1,620	△421
受取利息	4	21	16
受取配当金	1,730	1,220	△509
持分法による投資利益	7	36	29
受取賃貸料	29	22	△6
デリバティブ評価益	135	201	65
雑収入	133	117	△15
営業外費用	241	160	△80
支払利息	128	111	△17
支払手数料	34	31	△3
雑支出	78	18	△60
経常利益	9,043	10,031	988
特別利益	1,566	1,066	△499
固定資産売却益	6	97	90
投資有価証券売却益	821	969	148
受取損害賠償金	11	—	△11
持分変動利益	726	—	△726
特別損失	1,450	957	△492
固定資産売却損	118	1	△116
固定資産除却損	776	777	1
減損損失	510	172	△337
会員権評価損	—	3	3
リース解約損	5	1	△4
損害賠償金	39	—	△39
税金等調整前当期純利益	9,158	10,140	981
法人税、住民税及び事業税	2,608	2,852	243
法人税等調整額	△248	234	483
当期純利益	6,798	7,053	254
非支配株主に帰属する当期純利益	6	57	51
親会社株主に帰属する当期純利益	6,792	6,996	203

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	(ご参考) 第22期 (2024年3月31日現在)	第23期 (2025年3月31日現在)	増減金額	科 目	(ご参考) 第22期 (2024年3月31日現在)	第23期 (2025年3月31日現在)	増減金額
<b>資産の部</b>	<b>172,540</b>	<b>164,344</b>	<b>△8,196</b>	<b>負債の部</b>	<b>76,932</b>	<b>64,851</b>	<b>△12,081</b>
<b>流動資産</b>	<b>107,860</b>	<b>100,493</b>	<b>△7,367</b>	<b>流動負債</b>	<b>44,720</b>	<b>39,350</b>	<b>△5,369</b>
現金及び預金	2,008	2,293	285	買掛金	20,419	14,576	△5,843
受取手形	341	215	△126	短期借入金	4,600	—	△4,600
電子記録債権	192	4,323	4,130	1年内返済予定の長期借入金	—	6,390	6,390
売掛金	46,314	36,309	△10,005	リース債務	194	194	0
有価証券	—	8,700	8,700	未払金	3,453	3,911	457
商品及び製品	17,468	19,559	2,090	設備関係未払金	3,317	3,519	201
原材料及び貯蔵品	37,843	26,128	△11,715	未払費用	2,643	2,604	△38
前払費用	312	308	△3	返金負債	2,072	1,981	△91
その他	3,379	2,655	△723	未払法人税等	2,496	1,531	△965
				未払消費税等	1,434	157	△1,277
				前受金	6	—	△6
				預り金	2,651	2,901	249
<b>固定資産</b>	<b>64,656</b>	<b>63,834</b>	<b>△822</b>	賞与引当金	1,266	1,347	80
<b>有形固定資産</b>	<b>40,555</b>	<b>41,133</b>	<b>577</b>	役員賞与引当金	50	41	△9
建物	5,820	5,642	△178	役員株式給付引当金	—	105	105
構築物	2,337	2,395	58	その他	113	87	△25
機械及び装置	12,649	12,980	330				
車両運搬具	0	0	△0	<b>固定負債</b>	<b>32,211</b>	<b>25,500</b>	<b>△6,711</b>
工具、器具及び備品	850	821	△29	社債	12,000	12,000	—
土地	16,477	16,470	△6	長期借入金	12,240	5,850	△6,390
リース資産	1,136	1,077	△59	リース債務	942	882	△60
建設仮勘定	1,282	1,745	463	繰延税金負債	2,028	1,792	△235
<b>無形固定資産</b>	<b>2,815</b>	<b>2,467</b>	<b>△348</b>	役員株式給付引当金	139	174	34
ソフトウェア	2,810	2,462	△348	環境対策引当金	23	23	△0
施設利用権	4	4	—	退職給付引当金	3,170	3,105	△65
				資産除去債務	9	9	△0
				長期預り敷金保証金	1,645	1,663	18
				長期未払金	12	—	△12
<b>投資その他の資産</b>	<b>21,285</b>	<b>20,234</b>	<b>△1,051</b>	<b>純資産の部</b>	<b>95,608</b>	<b>99,492</b>	<b>3,884</b>
投資有価証券	9,407	8,084	△1,322	<b>株主資本</b>	<b>90,542</b>	<b>95,541</b>	<b>4,999</b>
関係会社株式	10,082	10,082	—	資本金	10,000	10,000	—
出資金	4	4	△0	資本剰余金	43,717	43,717	—
長期前払費用	38	122	83	資本準備金	32,393	32,393	—
その他	1,871	2,056	185	その他資本剰余金	11,324	11,324	—
貸倒引当金	△118	△115	3	<b>利益剰余金</b>	<b>37,631</b>	<b>42,624</b>	<b>4,993</b>
				利益準備金	2	2	—
				その他利益剰余金	37,629	42,622	4,993
				固定資産圧縮積立金	51	40	△10
				繰越利益剰余金	37,578	42,582	5,004
				<b>自己株式</b>	<b>△807</b>	<b>△800</b>	<b>6</b>
				評価・換算差額等	5,066	3,951	△1,114
				その他有価証券評価差額金	4,868	3,946	△922
				繰延ヘッジ損益	198	5	△192
<b>繰延資産</b>	<b>23</b>	<b>15</b>	<b>△7</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>172,540</b>	<b>164,344</b>	<b>△8,196</b>
社債発行費	23	15	△7				
<b>資産合計</b>	<b>172,540</b>	<b>164,344</b>	<b>△8,196</b>				

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	(ご参考) 第22期	第23期	増減金額
	(自2023年4月1日 至2024年3月31日)	(自2024年4月1日 至2025年3月31日)	
売上高	241,228	227,314	△13,913
売上原価	207,135	190,748	△16,386
売上総利益	34,092	36,566	2,473
販売費及び一般管理費	27,296	28,627	1,330
営業利益	6,795	7,938	1,142
営業外収益	2,186	1,961	△225
受取利息	4	21	16
受取配当金	1,882	1,595	△287
デリバティブ評価益	135	201	65
雑収入	163	143	△20
営業外費用	246	189	△57
支払利息	88	72	△15
社債利息	44	44	△0
支払手数料	34	31	△3
雑支出	79	41	△38
経常利益	8,735	9,710	974
特別利益	838	1,066	228
固定資産売却益	5	97	91
投資有価証券売却益	821	969	148
受取損害賠償金	11	—	△11
特別損失	1,335	957	△377
固定資産除却損	775	777	2
固定資産売却損	3	1	△1
減損損失	510	172	△337
会員権評価損	—	3	3
リース解約損	5	1	△4
損害賠償金	39	—	△39
税引前当期純利益	8,238	9,819	1,580
法人税、住民税及び事業税	2,469	2,636	167
法人税等調整額	△250	189	440
当期純利益	6,020	6,993	973

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

株式会社 J-オイルミルズ  
取締役会 御中

### E Y新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 本 多 茂 幸  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 根 本 知 香  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社J-オイルミルズの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社J-オイルミルズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

株式会社 J-オイルミルズ  
取締役会 御中

### E Y新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 本 多 茂 幸  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 根 本 知 香  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社J-オイルミルズの2024年4月1日から2025年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役からその活動状況、活動結果の報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況につき報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会、経営会議、経営リスク委員会、サステナビリティ委員会等重要な会議に出席するとともに、代表取締役と定期的に意見交換を行ったほか、取締役、その他の執行役員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、重要な会議議事録および稟議書等の決裁書類を閲覧し、本社、工場、研究所、支社・支店等主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。
  - ② 子会社および主な関連会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じ事業の状況や職務の執行状況についての報告を受けました。
  - ③ 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、監査部と定期的に会議を実施し、内部監査の実施状況、内部統制に関する評価の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ⑤ 財務報告に係る内部統制については、取締役および監査部、E Y新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点に於いて開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等およびE Y新日本有限責任監査法人から受けております。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

株式会社J-オイルミルズ 監査役会

常勤監査役 柏倉正巳 ㊟

監査役 野崎晃 ㊟

監査役(社外監査役) 水谷英滋 ㊟

監査役(社外監査役) 上野正樹 ㊟

以上

電子提供措置の開始日 2025年5月30日

## 第23回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

- ・ 事業報告の 「業務の適正を確保するための体制」
- ・ 連結計算書類の 「連結株主資本等変動計算書」  
「連結注記表」
- ・ 計算書類の 「株主資本等変動計算書」  
「個別注記表」

(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

株式会社 J-オイルミルズ

## 業務の適正を確保するための体制

J-オイルミルズグループは、「Joy for Life® -食で未来によるこびを-」をはじめとする企業理念の実践により、企業価値の向上を図り、企業としての社会的責任を果たすため、J-オイルミルズグループの業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）の整備に関する基本方針を以下のとおり定めます。

### （1）取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業理念に基づき、J-オイルミルズグループの役員、従業員等が遵守すべき社会的規範を定めた「J-オイルミルズ行動規範」を制定し、これを徹底することにより、企業倫理を確立し、社会に信頼される企業の実現を目指します。
- ② J-オイルミルズグループにおけるコンプライアンス活動の統括を目的として、代表取締役社長執行役員を委員長とする「経営リスク委員会」およびその傘下にコンプライアンス部会を設置し、継続的な教育、研修等の活動を通じて、コンプライアンス意識の向上および「J-オイルミルズ行動規範」の浸透を図ります。
- ③ 社会規範、企業倫理に反する行為を防止・是正するために「内部通報規程」を定め、コンプライアンス部会の事務局のほか、外部機関をも通報窓口とするヘルプラインを設置します。社内との関係部門は、通報に速やかに対処し、その結果を経営リスク委員会、経営会議および取締役会に報告し、問題の再発防止につなげます。
- ④ 取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役とする「指名諮問委員会」および「報酬諮問委員会」を設置し、取締役候補者の指名および取締役・執行役員の報酬の決定に係る透明性と客観性を高めます。
- ⑤ 職務執行の信頼性を確保するために、内部監査部門として、社長直轄の監査部を設置します。監査部は、法令、定款、社内規程等の遵守に係る全社的な内部統制の有効性評価を実施し、その結果を代表取締役社長執行役員および監査役会に報告（ダブルレポート）するとともに、監査対象組織に対してモニタリングを実施、必要な是正を対象部門に指示します。

### （2）取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る重要な情報を記録する取締役会議事録、経営会議議事録、意思決定書類、各種会議の議事録等の文書および電磁的記録は、法令および社内規程類に従い保存し、管理します。

### **(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ① 企業経営・事業継続に重大な影響を及ぼすリスクの識別・評価・管理および内部統制システムの統括を目的として、「経営リスク委員会」およびその傘下にリスクマネジメント部会を設置し、J-オイルミルズグループが直面する様々なリスクの中から、全社経営レベルのリスクを選定・抽出し、その対応と取組みを推進します。また、サステナビリティに関連する課題を事業活動に反映させることを目的として、「サステナビリティ委員会」およびその傘下に課題ごとの部会を設置し、気候変動や環境、人権問題などへの取組みを推進します。
- ② 重大な危機が発生した場合には、危機管理規程に従い、必要に応じてクライシス対策本部を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して円滑かつ迅速に対応し、適切な解決を図ります。
- ③ 反社会的勢力に対しては、その要求には絶対に応じないこと、その活動・運営を助長する取引をしないことを基本方針として、組織全体として対応するものとします。

### **(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役会は、原則として月1回開催し、法令および定款ならびに「取締役会規則」等に定められた重要事項を審議、決定し、取締役の職務の執行を監督します。
- ② 代表取締役社長執行役員が指名する者が出席する経営会議を原則毎月2回開催し、取締役会で決定した経営方針に基づき、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を行います。
- ③ 重要な投資・融資案件の経営会議での審議に資することを目的に、経営会議の諮問機関として「投融資委員会」を設置し、各投融資案件の事業性、リスク・リターンの評価、計画の妥当性などを検討のうえ経営会議へ報告を行います。

### **(5) 次に掲げる体制その他の当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① **子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制**
  - (Ⅰ) 当社は、各子会社に原則として取締役および監査役を派遣し、経営のモニタリングを行い、グループガバナンスの強化を図ります。
  - (Ⅱ) 当社の主管部門は、「関係会社運営規程」に従い担当する子会社を監督する責任を負い、子会社の取締役等の職務の執行に関して報告を求め、重要事項について当社の経営会議または取締役会において決議を受けます。

## ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の経営リスク委員会および傘下のリスクマネジメント部会の指揮監督の下、「関係会社運営規程」に従って各子会社が各社の重点対応リスクを抽出したうえ具体的な対策を講じ、それに基づき行動し、その評価を次年度に反映させるべくPDCAサイクルを回し、そしてその進捗状況を定期的に親会社に報告することにより、子会社を取り巻くリスクを適切に管理することに努めます。また、危機が発生した場合には、危機管理規程に従い、必要に応じてクライシス対策本部を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して円滑かつ迅速に対応し、適切な解決を図ります。

## ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(I) 業務の適正と効率性を確保するために、「関係会社運営規程」で指定した当社の規程類を、子会社にも適用します。

(II) 子会社の経営計画および年度計画の審議や、月次ベースでの連結業績の迅速・正確な把握を通じて、子会社の事業活動の健全性および効率性を確保します。

## ④ 子会社の取締役等・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(I) 当社は「関係会社運営規程」に定めるところにより、コンプライアンスの基本方針である「J-オイルミルズ行動規範」を国内外の子会社にも適用し、法令および定款に適合する業務執行を確保します。また、コンプライアンス部会による継続的な教育、研修等の活動を通じて、子会社の従業員等への浸透を図ります。

(II) 社会規範、企業倫理に反する行為を防止・是正するため、当社のヘルプラインを通じて、子会社からの通報を受け付け、コンプライアンス部会が適正に対応します。

(III) 監査役は、必要に応じて、子会社の稟議書およびその他の重要事項を閲覧または謄写できます。

(IV) 監査部による子会社の属性や重要性に応じた内部監査を実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査します。また、その結果を代表取締役社長執行役員および監査役会に報告（ダブルレポート）するとともに、子会社に対してモニタリングを実施、必要な是正を指示します。

## (6) 監査役監査の実効性を確保するための体制

### ① 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- (I) 監査役の職務を補助するために必要なスタッフを配置する監査役室を設置します。監査役室スタッフは監査役の指揮命令下で職務を遂行します。
- (II) 監査役室スタッフの評価は常勤監査役が行い、人事異動および賞罰については、監査役会の同意を得るものとする。取締役からの独立性を高め、監査役の指示の実効性を確保します。

### ② 監査役への報告に関する体制

- (I) 取締役および従業員等は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、監査役に報告します。
- (II) 監査役が、取締役会のほか重要な会議への出席や関係書類の閲覧を行うことのできる体制を整備します。また、取締役および従業員等は、会社経営および事業運営上の重要事項ならびに業務執行の状況および結果に関し、監査役に必要な事項または監査役が要請した事項を適宜報告します。この重要事項には、コンプライアンスおよびリスクに関する事項その他内部統制に関する事項を含みます。
- (III) 子会社の取締役、監査役、および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、監査役に報告します。
- (IV) 当社監査役と子会社監査役は、適宜情報交換を実施します。
- (V) 内部通報に関する情報はコンプライアンス部会より監査役に報告することとします。
- (VI) (I)(II)(III)の報告をした者に対しては、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いをしないことを確保するための体制を整備します。

### ③ 監査費用の処理に係る方針

監査役の職務の執行に必要な費用を負担します。当該費用には、往査に必要な費用のほか、監査意見を形成するために独自の外部専門家（法律・会計・税務等）を活用する場合の費用を含みます。

#### ④ その他監査役監査が実効的に行われることを確保する体制

- (Ⅰ) 監査役会の要請がある場合には、監査役会が法律・会計・税務等の専門家を選任し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障します。
- (Ⅱ) 監査役は、必要に応じて、当社および子会社各社の各種会議、打合せ等へ出席することができます。また、全取締役、執行役員および部長層からの業務報告の聴取、ならびに、各事業所や子会社への往査を実施することができます。
- (Ⅲ) 監査役は、監査役会が策定する監査計画に基づき、業務執行担当取締役および重要な従業員等から個別に職務執行状況を聴取することができます。
- (Ⅳ) 監査部は、監査役会に対し、定期的に内部監査の状況を報告するとともに意見交換を行い、監査役からの要請がある場合には、監査役の監査に協力します。
- (Ⅴ) 監査役会は、代表取締役社長執行役員、社外取締役、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催します。

#### (業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

##### (1) コンプライアンスに関する取組み

当社グループは、経営リスク委員会とその傘下のコンプライアンス部会が中心となって「J-オイルミルズ行動規範」に基づいたコンプライアンス活動を統括しており、グループ全従業員にハンディタイプの行動規範を配布し、イントラネット等による情報発信や研修等を定期的実施することで、コンプライアンス意識の向上を図っております。また、「企業倫理規程」の定めに従い社内外に公益通報の相談(ヘルプライン)窓口を設置し、海外子会社を含めた内部通報対応を行うことで、問題の早期発見と改善に努めております。2024年度は、ワークショップ形式のコンプライアンス研修や全従業員を対象としたe-ラーニングを実施するなどして、コンプライアンスの強化に取り組みました。

## (2) リスクマネジメントに関する取組み

当社グループは、経営リスク委員会とその傘下のリスクマネジメント部会が中心となり、全社的に重大なリスクを特定し、その対応と取組みを推進しています。とくに、経営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを「経営リスク」として、経営リスク委員会が特定し、リスク管理責任者を指名するとともに、取組み状況を定期的にモニタリングしています。2024年度は、「グループ経営体制の整備」に関するリスクを新たに経営リスクに特定するとともに、「災害・事故」、「製品の品質・安全」、「海外展開」について見直しを行い、対応の強化を図りました。また、人権や気候変動・環境問題などのサステナビリティに関連するリスクにも着目し、サステナビリティ委員会との連携の下、リスク対応策を検討、推進しております。さらに、一定規模以上の地震など、重大な危機が発生した際には、危機管理規程に基づき、クライシス対策本部を設置し、速やかに情報を取集し、適切に対処しました。

## (3) グループ全体での内部統制に関する取組み

当社グループは、グループ全体での内部統制を強化すべく、「関係会社運営規程」に基づいた管理を実施しております。グループ会社に対しては、当社の主管部署へ定期的な報告を行うことを義務付けるとともに、重要案件については当社の稟議規程に基づいた承認を得ることとしております。また、経営リスク委員会は、グループ会社も対象範囲として活動しております。2024年度は、グループ間連携を深め横断的支援体制を構築するため、グループ会社トップミーティングや役員向けのガバナンス研修会を開催するなどして、グループガバナンスの強化に取り組みしました。

## (4) 監査役監査の実効性確保に関する取組み

監査役は、取締役会・経営会議・経営リスク委員会・サステナビリティ委員会等の重要な会議に出席し、執行状況の監査を行い、必要に応じ意見を述べております。2024年度は、代表取締役社長執行役員との月例ミーティング、各取締役との年3回のヒアリング等を通じて意見交換を行いました。また、執行役員、部門長等のヒアリング、事業所および関係会社往査を延べ70回実施するとともに、社外取締役とも意見交換を行いました。さらに、監査部とは月例ミーティングにおいて監査内容の共有を図り、会計監査人からは四半期毎に報告を受けて、監査部も含めた三様監査ミーティングも実施し、監査の実効性確保に取り組みしました。

# 連結株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	31,633	54,415	△808	95,241
当期変動額					
剰余金の配当			△2,000		△2,000
親会社株主に帰属する 当期純利益			6,996		6,996
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分				9	9
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	4,996	6	5,002
当期末残高	10,000	31,633	59,411	△802	100,243

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	4,899	198	454	812	6,364	445	102,051
当期変動額							
剰余金の配当							△2,000
親会社株主に帰属する 当期純利益							6,996
自己株式の取得							△3
自己株式の処分							9
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△917	△192	167	148	△794	29	△764
当期変動額合計	△917	△192	167	148	△794	29	4,237
当期末残高	3,982	5	622	960	5,570	474	106,288

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

#### I. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 4社

主要な連結子会社の名称

(株)J-N I K K Aパートナーズ

- (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

(株)J-若松サービス、J-ミール物流(株)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社2社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

#### II. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な関連会社の名称

持分法を適用した関連会社の数 5社

持分法を適用した主要な関連会社の名称

太田油脂(株)、製油パートナーズジャパン(株)、Premium Vegetable Oils Sdn Bhd

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(非連結子会社)

(株)J-若松サービス、J-ミール物流(株)

(関連会社)

千葉オーシャンターミナル(株)

持分法を適用しない理由

いずれも当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

決算日が連結決算日と異なる会社について、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

### Ⅲ. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法

その他有価証券

市場価格のない株……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全式等以外のもの……………部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株……………移動平均法に基づく原価法  
式等

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料中の大豆、菜種、

トウモロコシ……………先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性低下による簿価切下げの方法により算定）

上記以外の棚卸資産……月別総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は建物及び構築物が8年～50年、機械装置及び運搬具が7年～15年であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費は、償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

- ④ 役員株式給付引当金  
役員株式給付規程に基づく取締役および執行役員への当社株式の交付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。
- ⑤ 環境対策引当金  
有害物質の処理等の環境対策の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理に、金利通貨スワップについては一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たしている場合は一体処理によることとしております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建買掛金及び外貨建予定取引
金利通貨スワップ	外貨建借入金

③ ヘッジ方針

内規に基づき、為替変動及び市場金利の変動によるリスクを低減する目的で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ期間全体のキャッシュ・フロー総額をひとつの単位とみなし、各有効性判定時点で既経過分キャッシュ・フロー総額を算定し、ヘッジ対象とヘッジ手段の各キャッシュ・フロー総額の変動額を比較する方法によっております。ただし、一体処理によっている金利通貨スワップについては、有効性の評価を省略することとしております。

(7) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

(8) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、連結注記表「【収益認識に関する注記】（2）収益を理解するための基礎となる情報」に記載のとおりであります。

(9) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは個別案件ごとに判断し20年以内の合理的な年数で均等償却しております。但し、金額が僅少の場合は発生した期の損益として処理することとしております。

**【会計方針の変更に関する注記】**

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響はありません。

**【表示方法の変更に関する注記】**

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において、流動資産の「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めていた「電子記録債権」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。なお、前連結会計年度の「電子記録債権」は200百万円であります。

## (連結損益計算書)

前連結会計年度において、営業外収益の「雑収入」に含めていた「デリバティブ評価益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。なお、前連結会計年度の「デリバティブ評価益」は135百万円であります。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「支払精算金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より営業外費用の「雑支出」に含めて表示しております。なお、前連結会計年度の「支払精算金」は64百万円であります。

## 【会計上の見積りに関する注記】

### I. 棚卸資産（原材料）の評価

#### (1) 当年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表においては、原材料（大豆・菜種）21,071百万円を計上しております。

#### (2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

##### ① 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

棚卸資産の評価については、大豆・菜種の原材料の貸借対照表価額は、先入先出法による原価法（収益性低下による簿価切下げの方法）により算定しており、期末における正味売却価額が取得原価を下回っている場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。

##### ② 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

正味売却価額の見積りについては、主に歩留率に基づき算定した生産見込数量に見積販売単価を乗じることによって算定しております。かかる原材料評価にあたっての主要な仮定は、販売単価と生産見込数量に使用する歩留率であり、販売単価については決算日時点の見積販売単価を反映しており、歩留率については決算日以前の直近3ヵ月の実績値に基づいて予測しております。なお、当連結会計年度において、大豆・菜種の原材料の正味売却価額は帳簿価額を上回っております。

##### ③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

現在の状況及び入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる見積り及び判断を行っておりますが、これらの見積りには不確実性を伴うため、販売単価の急激な変化や原料品質悪化に伴う歩留率の低下等があった場合には、翌連結会計年度において損失が発生する可能性があります。

## II. 固定資産の減損

### (1) 当年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度において、有形固定資産43,456百万円及び減損損失172百万円を計上しております。

### (2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

#### ① 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、原則として事業用資産については事業の種類を考慮してグルーピングを行い、遊休資産等については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

事業用資産については、減損の兆候がある資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回った場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損損失の測定に用いられる回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額で算定しております。当連結会計年度において、生産の外部移管に伴い、今後使用見込みのない設備や処分予定の設備等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額141百万円を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額については使用価値により測定しており、使用価値は、将来キャッシュ・フローが見込めないため、零として評価しております。

遊休資産等については、今後事業の用に供する予定がなくなったことなどから、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当連結会計年度においては31百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

#### ② 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来の事業計画を基礎として将来キャッシュ・フローを見積もっているため、主要な仮定は将来の事業計画であり、当該事業計画の前提として、主に製品の販売価格や販売数量、並びに原材料の仕入価格を構成する原料相場や為替相場の仮定を見積り上考慮しております。

#### ③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定については将来の不確実な経済状況の影響をうけることから、実際の業績と事業計画とに乖離が生じる可能性があり、経営環境の著しい変化があった場合は当初見込んだ将来キャッシュ・フローまたは回収可能価額が変動することにより、減損損失の計上金額に重要な影響を与える可能性があります。

**【連結貸借対照表に関する注記】**

**I. 有形固定資産の減価償却累計額**

有形固定資産の減価償却累計額 122,091百万円

**II. 偶発債務**

電子記録債権割引高 4,106百万円

**【連結株主資本等変動計算書に関する注記】**

**I. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数に関する事項**

普通株式 …………… 33,508,446 株

**II. 配当に関する事項**

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年5月10日 取締役会	普通株式	1,000	30.0	2024年3月31日	2024年6月5日
2024年11月5日 取締役会	普通株式	1,000	30.0	2024年9月30日	2024年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月8日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,333	40.0	2025年3月31日	2025年6月5日

(注) 1株当たり配当額40円には、創立20周年記念配当10円が含まれております。

## 【金融商品に関する注記】

### I. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、主に植物油脂の製造販売事業を行うための設備資金、日々の資金繰りによって生じる運転資金につき、必要な資金を主に銀行借入や社債発行によって調達しております。資金調達の手法は、資金需要の性質、金融市場環境、長短バランス、調達コスト、調達先の分散等を総合的に検討し、決定しております。

余剰資金が発生した場合の資金運用について、財務取引に関する規程に従い、流動性に配慮しつつ、原則として元本保証の邦貨建て金融商品にて行うこととしております。ただし、余剰資金を外貨建負債のヘッジのために外貨建てで運用する場合は、この限りではありません。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券は、譲渡性預金、投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

社債及び借入金は、主に設備投資及び運転資金として必要な資金の調達を目的としたものです。このうち一部は、金利及び為替の変動リスクに晒されており金利通貨スワップを利用してヘッジする場合があります。

デリバティブ取引は、主に外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、販売用ミールの価格変動リスクに対するヘッジを目的とした商品先物取引、借入金に係る支払金利及び為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利通貨スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。また、当連結会計年度末において金利通貨スワップ取引は行ってお

りません。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスク（取引先に関する契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権の信用リスクに対し、与信管理規程に従い、取引先担当部署が営業債権を有する取引先の信用状況を定期的に確認するとともに、取引先ごとの与信限度額に対する日次での債権残高管理を実施しております。これらの取組みにより、取引先財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握、必要に応じた取引信用保険付保の活用による貸倒リスク軽減を図っております。連結子会社についても、当社に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、信用度の高い金融機関と取引を行っております。

当連結会計年度の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

#### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債務にかかる為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。また、借入金に係る支払金利及び為替の変動リスクを抑制するために、金利通貨スワップ取引を利用することがあります。有価証券及び投資有価証券は、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、取引権限や限度額等を定めた管理規程により、相場の変動等によって重大な損失が発生した場合、またその恐れがある場合の対応を定めております。このうち、先物為替予約取引及び金利通貨スワップ取引においては、月次で評価損益を確認することとしており、商品先物取引においては、財務部が日次で評価損益と取引証拠金充足状況をモニタリングしております。

#### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループ各社が適時に資金繰計画を作成・更新する方法により管理しております。金融市場の混乱、当社グループの信用格付の引き下げ、金融機関の融資方針の変更が当社グループの資金調達に悪影響を与える流動性リスクに対し、コミットメントラインを設定して当該リスクの低減を図っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「Ⅱ.金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(5) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち21.2%が特定の大口顧客に対するものであります。

## II. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。現金及び預金、受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権、有価証券、支払手形及び買掛金、短期借入金については短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 <sup>(※1)</sup>	6,578	6,578	－
資産計	6,578	6,578	－
(1) 社債	12,000	11,792	△207
(2) 長期借入金 <sup>(※2)</sup>	12,240	11,722	△517
負債計	24,240	23,514	△ 725
デリバティブ取引 <sup>(※3)</sup>	56	56	－

(※1) 市場価格のない株式等は「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りです。

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	13,174百万円

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

## III. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できない時価のインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	6,578	—	—	6,578
資産計	6,578	—	—	6,578
デリバティブ取引				
通貨関連	—	7	—	7
商品先物関連	—	48	—	48

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で示しております。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	11,792	—	11,792
長期借入金	—	11,722	—	11,722
負債計	—	23,514	—	23,514

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

・投資有価証券

投資有価証券のうち、上場株式については相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

・デリバティブ取引

デリバティブ取引について、為替予約取引は、取引金融機関から提示された価格等に基づき、為替レートといった観察可能なインプットを用いた割引現在価値法により算定されているため、レベル2の時価に分類しております。商品先物関連は、取引金融機関から提

示された価格等に基づいて評価しているため、レベル2に分類しております。

・社債

当社グループの発行する社債の時価については、日本証券業協会が公表しております売買参考統計値といった観察可能なインプットを用いて算定されているため、レベル2の時価に分類しております。

・長期借入金

長期借入金の時価については、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) デリバティブ取引関係

(1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

① 商品先物関連

商品先物関連

(単位：百万円)

区分	取引の種類	契約額等	うち 1年超	時価	評価損益
市場取引	商品先物取引				
	売建	250	—	48	48
	買建	—	—	—	—
	合計	250	—	48	48

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

① 通貨関連

通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時価(※1)			
原則的処理方法	為替予約取引 買建	買掛金						
	米ドル					18,963	－	5
	ユーロ					975	－	3
	豪ドル					9	－	△0
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建	買掛金						
	米ドル					5,419	－	(※2)
	ユーロ					608	－	(※2)
合計			25,975	－				

(※1) 時価の算定方法は、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(※2) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体となって処理されている為、その時価は当該買掛金の時価に含めております。

② 金利関連

該当するものではありません。

【1株当たり情報に関する注記】

(1) 1株当たり純資産額 3,199.00円

(2) 1株当たり当期純利益 211.52円

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、期末株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。当連結会計年度の当該信託が保有する当社株式の期末株式数は257,588株、期中平均株式数は259,594株であります。

## 【収益認識に関する注記】

### (1) 収益の分解情報

収益認識の財又はサービスの種類別に分解した金額は、以下の通りであります。

(単位：百万円)

	売上区分			その他	合計
	油脂事業	スペシャリティ フード事業	計		
売上高					
家庭用油脂	30,002	—	30,002	—	30,002
業務用油脂	110,670	—	110,670	—	110,670
ミール類	68,558	—	68,558	—	68,558
乳系PBF	—	10,965	10,965	—	10,965
食品素材	—	9,601	9,601	—	9,601
その他	—	—	—	985	985
顧客との契約から生じる 収益	209,231	20,566	229,797	985	230,783
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	209,231	20,566	229,797	985	230,783

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、家庭用油脂製品及び業務用油脂製品、並びに油糧（ミール類）の生産販売を中核とする油脂事業と、当社独自の油脂加工技術やアプリケーション技術を駆使した製品開発及び販売を行うスペシャリティフード事業を主な事業内容としております。スペシャリティフード事業については、マーガリン等の加工販売を行う乳系PBF事業、トウモロコシ等を原料としたスターチ製品の加工販売やトコフェロール並びに大豆イソフラボン等の機能性素材の加工販売を行う食品素材事業から構成されております。

これらの製品販売については、製品出荷後の顧客への引き渡しが見込まれる時点で製品への支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該引渡予定日時点で収益を認識しております。

製品販売から生じる収益は、販売契約における対価から販売数量又は販売金額に応じて支払う奨励金や割戻金、並びに販売拡大を目的として支払う協賛金等について控

除して算定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価については返金負債として計上しております。当該返金負債の見積にあたっては、顧客別製品群ごとの契約達成条件上の支払額や割戻率、並びに契約対象期間の販売実績等の主要な仮定に基づき、最頻値法により見積計算を行っております。

製品の販売契約における対価は、顧客へ製品を引き渡した時点から主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産の残高は以下の通りであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	45,486
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	40,815
契約資産（期首残高）	—
契約資産（期末残高）	—

#### ② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 【重要な後発事象に関する注記】

### (重要な設備投資)

当社は、2025年5月8日開催の取締役会において、研究開発拠点の移転統合および研究開発設備等の建設工事の実施について決議いたしました。

#### 1.設備投資の目的

当社の基盤技術開発や商品開発を担う研究開発機能は、油脂、マーガリンや粉末油脂などの油脂加工品、スターチ（でんぷん）などのテクスチャー素材、健康素材など部門ごとに3拠点に分かれております。研究開発機能の統合により、部門間の連携強化によるイノベーション創出の活性化、プロジェクト対応力や生産性向上などのシナジー効果を生み出すことで、当社の研究開発力をさらに強化し、中長期的な事業成長を目指してまいります。

#### 2.設備投資の内容

所在地	神奈川県川崎市川崎区鈴木町
敷地面積	3,881㎡
用途	研究開発機能設備
投資予定額	2,650百万円

#### 3.設備の導入時期

本設備については2027年1月の稼働開始を予定しております。

# 株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	10,000	32,393	11,324	43,717	2	51	37,578	37,631	△807	90,542
当期変動額										
剰余金の配当							△2,000	△2,000		△2,000
当期純利益							6,993	6,993		6,993
固定資産圧縮積立金の取崩						△10	10	－		－
自己株式の取得									△3	△3
自己株式の処分									9	9
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△10	5,004	4,993	6	4,999
当期末残高	10,000	32,393	11,324	43,717	2	40	42,582	42,624	△800	95,541

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	4,868	198	5,066	95,608
当期変動額				
剰余金の配当				△2,000
当期純利益				6,993
固定資産圧縮積立金の取崩				－
自己株式の取得				△3
自己株式の処分				9
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△922	△192	△1,114	△1,114
当期変動額合計	△922	△192	△1,114	3,884
当期末残高	3,946	5	3,951	99,492

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

#### I. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法に基づく原価法

満期保有目的の債券……………償却原価法

その他有価証券

市場価格のない株……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資  
式等以外のもの 産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算  
定）

市場価格のない株……………移動平均法に基づく原価法  
式等

##### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

##### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料中の大豆、菜種、

トウモロコシ……………先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性低下  
による簿価切下げの方法により算定）

上記以外の棚卸資産……………月別総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性低  
下による簿価切下げの方法により算定）

#### II. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は建物が8年～50年、構築物が10  
年～50年、機械及び装置が7年～15年であります。

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内にお  
ける利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

**Ⅲ. 繰延資産の処理方法**

社債発行費は、償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

**Ⅳ. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準**

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

**Ⅴ. 引当金の計上基準**

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付の支出に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定

額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として計上しております（前払年金費用は投資その他の資産の「その他」に含めて計上しております）。

(5) 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく取締役および執行役員への当社株式の交付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

(6) 環境対策引当金

有害物質の処理等の環境対策の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる損失金額を計上しております。

## Ⅵ. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理に、金利通貨スワップについては一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たしている場合は一体処理によることとしております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約

金利通貨スワップ

ヘッジ対象

外貨建買掛金及び外貨建予定取引

外貨建借入金

(3) ヘッジ方針

内規に基づき、為替変動及び市場金利の変動によるリスクを低減する目的で行っております。

#### (4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ期間全体のキャッシュ・フロー総額をひとつの単位とみなし、各有効性判定時点で既経過分キャッシュ・フロー総額を算定し、ヘッジ対象とヘッジ手段の各キャッシュ・フロー総額の変動額を比較する方法によっております。ただし、一体処理によっている金利通貨スワップについては、有効性の評価を省略することとしております。

### Ⅶ. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、連結注記表「【収益認識に関する注記】(2) 収益を理解するための基礎となる情報」に記載のとおりであります。

### Ⅷ. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

#### 【会計方針の変更に関する注記】

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

## 【表示方法の変更に関する注記】

(貸借対照表)

前事業年度において、流動資産の「受取手形」に含めていた「電子記録債権」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。なお、前事業年度の「電子記録債権」は192百万円であります。

(損益計算書)

前事業年度において、営業外収益の「雑収入」に含めていた「デリバティブ評価益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。なお、前事業年度の「デリバティブ評価益」は135百万円であります。

前事業年度において、独立掲記しておりました営業外費用の「支払精算金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「雑支出」に含めて表示しております。なお、前事業年度の「支払精算金」は64百万円であります。

## 【会計上の見積りに関する注記】

### I. 棚卸資産（原材料）の評価

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

連結注記表「【会計上の見積りに関する注記】棚卸資産（原材料）の評価」に記載した内容と同一であります。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表「【会計上の見積りに関する注記】棚卸資産（原材料）の評価」に記載した内容と同一であります。

### II. 固定資産の減損

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

当事業年度において、有形固定資産41,133百万円及び減損損失172百万円を計上しております。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報  
連結注記表「【会計上の見積りに関する注記】固定資産の減損」に記載した内容と同一で  
あります。

**【貸借対照表に関する注記】**

**I. 関係会社に対する金銭債権債務**

短期金銭債権	13,143百万円
短期金銭債務	6,864百万円

**II. 有形固定資産の減価償却累計額**

有形固定資産の減価償却累計額	121,670百万円
----------------	------------

**III. 偶発債務**

電子記録債権割引高	4,106百万円
-----------	----------

**【損益計算書に関する注記】**

**関係会社との取引高**

営業取引による取引高	
売上高	68,979百万円
仕入高	24,962百万円
営業取引以外の取引による取引高	437百万円

**【株主資本等変動計算書に関する注記】**

**自己株式の種類及び株式数に関する事項**

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式 (株)	433,094		1,568		4,626	430,036

- (注) 1. 自己株式数には信託が保有する自社の株式が当事業年度期首262,214株、当事業年度末257,588株含まれております。  
2. (変動事由の概要) 増加は単元未満株式の買取1,568株、減少は株式給付信託口からの給付4,626株であります。

## 【税効果会計に関する注記】

### I. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	百万円
土地評価減	302
減価償却費	66
減損損失	724
有価証券評価減	90
会員権等評価減	55
貸倒引当金	35
未払金	676
未払事業税	116
賞与引当金	380
退職給付引当金	1,298
その他	203
繰延税金資産小計	3,950
評価性引当額	△1,217
繰延税金資産合計	2,733
繰延税金負債	
土地の評価増による増加	△2,289
退職給付信託に係る益金不算入額	△489
固定資産圧縮積立金	△18
その他有価証券評価差額金	△1,726
繰延ヘッジ損益	△2
繰延税金負債合計	△4,526
繰延税金負債の純額	△1,792

### II. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2025年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異にかかる繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し

計算しております。

この税率の変更により当事業年度に計上された繰延税金負債の純額が87百万円、法人税等調整額が38百万円増加し、その他有価証券評価差額金が49百万円減少しております。

## 【関連当事者との取引に関する注記】

### I. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容	取引の内容	取引 金額 (注3)	科目	期末 残高 (注3)
その他の 関係 会社	味の素(株)	東京都 中央区	79,863	食料品 等製造 その他	被所有 直接 27.2	当社製品の 販売および 原材料の 仕入 役員の兼任 1人	油脂製品の 販売 (注1,2)	48,778	売掛金	4,549
									電子記 録債権	4,106
							原材料の 仕入 (注2)	9,141	買掛金	2,693
主要 株主	三井物産(株)	東京都 千代田区	343,441	総合 商社	被所有 直接 12.5	当社製品の 販売および 原材料の 仕入	油脂製品の 販売 (注2)	12,983	売掛金	2,345
							原材料の 仕入 (注2)	41,505	買掛金	1,376

#### (取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注1) 一部の対象製品の販売については、味の素(株)の再販売価格と同額であります。なお、販売対価として0.8%のコミッションを支払っております。
- (注2) 市場価格等を勘案した当社希望価格を提示し、価格交渉の上決定しております。おおむね、市場価格通りであります。
- (注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

## II. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容	取引の内容	取引 金額 (注3)	科目	期末 残高 (注3)
子会社	(株)J-N I K K A パートナーズ	東京都 中央区	20	油脂 事業	直接 100	当社製品の 販売 役員の兼任 1人	油脂製品の 販売 (注1)	19,810	売掛金	3,728
							資金の預託 (注2)	200	預り金	2,202

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注1) 市場価格等を勘案した当社希望価格を提示し、価格交渉の上決定しております。おおむね、市場価格通りであります。
- (注2) 資金の預託による利息については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。また、取引金額においては純額で表示しております。
- (注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

### 【1株当たり情報に関する注記】

- (1) 1株当たり純資産額 3,007.78円
- (2) 1株当たり当期純利益 211.42円

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、期末株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式を含めております。当事業年度の当該信託が保有する当社株式の期末株式数は257,588株、期中平均株式数は259,594株であります。

### 【収益認識に関する注記】

連結注記表「【収益認識に関する注記】」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### 【重要な後発事象に関する注記】

連結注記表「【重要な後発事象に関する注記】」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。